

秋田県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価の手法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）の手法について定め、適切な評価を遂行することを目的とする。

(評価の申込み)

第2条 県社協は、評価を受けようとする事業者から、別紙様式1「福祉サービス第三者評価受審申込書」により評価の申込みを受付ける。

(契約)

第3条 県社協は、事業者の申込みに応じるときは、当該事業者と別紙「福祉サービス第三者評価契約書」により評価に関する委託契約を締結する。

(事前説明)

第4条 県社協は、必要に応じて事業者を訪問し、評価の手法等について説明を行う。

(評価の構成)

第5条 県社協では、1件の評価について3名以上の調査者が担当することとし、そのうち、主となる調査者を主任調査者とする。

2 県社協は、担当する調査者を決定し、日程等と合わせ事業者に通知する。

(評価の手順)

第6条 県社協が行う評価は、書面調査、利用者アンケート（以下「アンケート」という。）、訪問調査により行う。

2 評価の結果は、書面調査、アンケート、訪問調査の結果を総合して、公正・中立な立場の第三者からなる評価決定委員会の審査を経て県社協会長が決定する。

(評価項目)

第7条 県社協は、秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定める秋田県福祉サービス第三者評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行う。

(書面調査)

第8条 書面調査は、事業者から以下の書類等の提出を受け、調査者が各自で行う。

(1) 自己評価票及び基本情報調査票

ア 自己評価票は、評価基準に基づく自己評価項目について、原則として事業者
に所属する職員の協議に基づいて実施した直近のものとする。

イ 基本情報調査票は、評価を受ける当該年度の4月1日時点のものとする。

(2) 推進委員会が定める事前提供資料等一覧のうち、事前に提供することが可能な
ものとする。

(アンケート)

第9条 アンケートは、原則としてすべての利用者又は家族（以下「利用者等」とい
う。）を対象として、推進委員会が定める様式により行う。

2 アンケートは、事業者が対象となる利用者等へ配付する。

3 アンケートの回答は、返信用封筒により利用者等が直接、県社協へ返送する。

(事前合議)

第10条 調査者は、書面調査及びアンケートの結果を基に、調査者全員の合議に
より、訪問調査における書類点検・ヒアリング・観察事項等を確認する。

(訪問調査)

第11条 訪問調査は、事前合議の結果を踏まえて、調査者が事業者を訪問して行う。

2 訪問調査は、原則として2日間とし、別紙「訪問調査スケジュール」に基づいて
行う。

3 調査者は、1日目の訪問調査終了後、調査者全員の合議により、2日目の訪問
調査における書類点検・ヒアリング・観察事項等を確認する。

(事後合議)

第12条 調査者は、各自で書面調査、アンケート、訪問調査の結果を総合的に判
断して調査結果をまとめた後、調査者全員の合議により、最終的に調査報告をま
とめる。

2 主任調査者は、合議の結果を基に調査報告書を作成し、速やかに県社協に報告
する。

(評価決定委員会)

第13条 県社協は、公正・中立な立場の第三者からなる福祉サービス第三者評価
決定委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置し、評価決定委員会の審
査を経て評価結果を確定する。

(評価結果の決定等)

- 第14条 県社協は、事業者に対して調査結果を送付し、意見がある場合は挙証資料等を添付したうえで、県社協が定める日までに提出することができる旨を告知する。
- 2 県社協は、前項に規定する告知期間が経過した後に、評価の結果を確定する。
- 3 事業者から告知期間内に意見及び挙証資料等の提出があったときは、これを参酌して、県社協に設置する評価決定委員会において調査結果の内容を審議のうえ、評価の結果を確定する。
- 4 県社協は、評価の結果を確定したときは、当該結果を事業者に通知する。
- 5 県社協は、評価結果の確定と併せて、次条に規定する公開に添える事業者の意見を求めるとともに、事業者が事後の改善状況を独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム「ワムネット」（以下「ワムネット」という。）に掲載する手続きについて、情報を提供する。

(評価結果の公開)

- 第15条 県社協は、利用者のサービスの選択に資するため、別紙様式2「福祉サービス第三者評価 結果公表同意書」により事業者の同意を得たうえで、ワムネットを利用して評価の結果を公開する。
- 2 評価結果の公開は、推進委員会が定める様式により行う。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。